

第 G223-00116385 号



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。  
日本赤十字社は義援金を全額被災地にお届けしています。

## 受領証

再発行

株式会社SynaBiz 様

東京都品川区上大崎2-13-30  
oak meguro 3階

¥103,763-

但 平成30年北海道胆振東部地震災害義援金として

上記のとおり受領いたしました。

令和元年7月12日

日本赤十字社

社長 大塚 義治



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3438-1311

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。  
本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の  
「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。